

平成26年第12回 川島町教育委員会定例会

川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年12月17日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成26年第12回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年12月17日(水)
午後1時30分から同3時17分
- 2 場 所 川島町コミュニティセンター 2階談話室
- 3 出席委員 鈴木喜久雄委員長、深谷邦彦委員長職務代理者、大野美寿代委員
菊池建太委員、富田三千彦委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 執行部 富田三千彦教育長、教育総務課長、生涯学習課長、指導主事
- 6 会議日程
 - 日程第1 川島町教育委員会委員長の選挙
 - 日程第2 議席の決定
 - 日程第3 会議録署名委員の指名
 - 日程第4 会期の決定
 - 日程第5 前回会議録の承認
 - 日程第6 教育長報告
 - 日程第7 (議案第53号) 川島町いじめ問題対策連絡協議会規則を定めることについて
 - 日程第8 (議案第54号) 川島町いじめ問題対策委員会規則を定めることについて
 - 日程第9 (議案第55号) 川島町いじめの防止等のための基本的な方針の策定について
 - 日程第10 (議案第56号) 川島町教育委員会表彰規程の全部を改正する訓令を定めることについて
 - 日程第11 (議案第57号) 川島町就学援助費支給要綱を定めることについて
 - 日程第12 (議案第58号) 川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱を定めることについて
 - 日程第13 (報告第19号) 区域外就学の承認について
 - 日程第14 (報告第20号) 平成26年度要保護生徒の認定取消について
 - 日程第15 (報告第21号) 平成26年度準要保護児童の追加認定について
 - 日程第16 (報告第22号) 平成27年成人式について
- 7 議事の経過 別紙のとおり
- 8 傍聴人 なし
- 9 書 記 教育総務課主幹 嶋田時夫

別紙

平成26年第12回川島町教育委員会定例会

委員 長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は、委員全員の5名であります。説明者として、事務局より教育総務課長、生涯学習課長等に出席をいただいております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 川島町教育委員会委員長の選挙】（非公開）

委員 長 日程第1 川島町教育委員会委員長の選挙を議題として審議をします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により委員長の選挙を行います。選挙に先立ちまして教育総務課長以外の事務局職員の退席をお願いいたします。

（非公開審議）

（事務局職員、入室。）

委員 長 再開します。

委員 長 事務局職員に申し上げます。

ただいま、委員長選挙を行い、委員長に私、鈴木が指名推薦により決定しました。

【日程第2 議席の決定】

委員 長 議席の決定については、議席の1番が委員長の私、鈴木、議席の2番が委員長職務代理者の深谷委員、3番が大野委員、4番が菊池委員、5番が富田教育長です。

【日程第3 会議録署名委員の指名】

委員 長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。委員長において指名をいたします。

委員 長 大野委員をお願いいたします。

【日程第4 会期の決定】

委員 長 日程第4 会期の決定についてです。

委員 長 会期につきましては、本日限りといたします。

【日程第5 前回会議録の承認】

委員 長 前回会議録について議題といたします。前回会議録の承認につきまして、質疑等はございますか。

委員 長 それでは前回会議録の承認につきましては異議なしということで承認することにいたします。

【日程第6 教育長報告】

委員 長 続きまして、日程第6 教育長報告に移ります。

教育 長 (教育長報告)

委員 長 ありがとうございます。
教育長報告を終わります。

委員 長 ここで、おはかりします。

本日の議題の日程第13(報告第19号)、日程第14(報告第20号)及び日程第15(報告第21号)につきましては、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、川島町教育委員会会議規則第14条第1項第4号に基づき、当報告については、非公開にすることを提案します。

委員 長 報告第19号、報告第20号及び報告第21号を非公開とすることについて、ご異議はございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議なしと認めます。

よって、報告第19号、報告第20号及び報告第21号については、非公開といたします。

【日程第7 議案第53号】

委員 長 続きまして、日程第7 議案第53号「川島町いじめ問題対策連絡協議会規則を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第53号「川島町いじめ問題対策連絡協議会規則を定めることについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。

(質疑等なし)

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、委員全員賛成をもって、議案第53号「川島町いじめ問題対策連絡協議会規則を定めることについて」については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8 議案第54号】

委員 長 続きまして、日程第8 議案第54号「川島町いじめ問題対策委員会規則を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)
委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第54号「川島町いじめ問題対策委員会規則を定めることについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。
(質疑等なし)
委員 長 それでは、質疑を終結してここで採決に入ります。議案に対してご異議はございませんか。
(異議なし)
委員 長 異議なしと認め、よって採決の結果出席委員全員の賛成をもって議案第54号「川島町いじめ問題対策委員会規則を定めることについて」については、原案どおり可決するものと決定いたしました。

【日程第9 議案第55号】

委員 長 続きまして、日程第9 議案第55号「川島町いじめの防止等のための基本的な方針の策定することについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)
委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第55号「川島町いじめの防止等のための基本的な方針の策定することについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。

菊池委員 これだけ体系づけた方針を作るために参考にしたのは、県の方針か。教育委員会事務局は、少ない人数で事務を行っているわけで、これだけつくるのは大変なことである。

教育総務課長 国のほうでも基本方針を出してしており、県でも基本方針を出しています。実際には、他市町村のものを参考に、国の基本方針と突合せながら精査して行ったものです。

菊池委員 国がきっちり体系づけているものですから、それを〇〇町というところを「川島町」と具体的に入れていけば済むところもあつたでしょうし、町の独自の何かの方針を書かなければいけなくて大変だと思う。

11月は、いじめ撲滅強調月間というのは、県も含めての月間なのですか。

教育総務課長 県が埼玉県はいじめ撲滅強調月間と決めています。町も同様に11月で意識啓発などを行って生きたいと考え、改めてこのような形で定めていくものです。

基本方針を策定しただけで、絵に描いた餅で終わってしまっはなんにもならないで、学校側もいろいろな形で対応しているのですが、やはり町民のかたとか、学校関係でないかたにも、少し

でも意識を持ってもらって、町全体でということもありますので、そういった啓発用品的なものも来年度予算に要求させてもらっているところです。

委員 長 1ページの「はじめに」というところで、「子どもは将来のまちづくりを云々」と書いてある。これは平仮名の「まち」となっている。これはこれでいいが、中段に「成長することができるいじめのないまち」と平仮名となっている。ここにも、平仮名の「まち」を使っているが、こういう表現の仕方はあるし、これはいいと思うが、特に意識してひらがなの「まち」を使ったのか。

教育総務課長 いわゆる、市、町、村ということではない一般的な「まち」という意味で使っています。

委員 長 要するに自治体の町ではなくて、シビリアンということか。
教育総務課長 コミュニティのようなまちです。

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございますか。
(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、委員全員の賛成をもって、議案第55号「川島町いじめの防止等のための基本的な方針の策定について」については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第10 議案第56号】

委員 長 続きまして、日程第10 議案第56号「川島町教育委員会表彰規程の全部を改正する訓令を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第56号「川島町教育委員会表彰規程の全部を改正する訓令を定めることについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。
(質疑なし)

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございますか。
(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、委員全員の賛成をもって、議案第56号「川島町教育委員会表彰規程の全部を改正する訓令を定めることについて」については、原案どおり可決するものと決定いたしました。

【日程第11 議案第57号】

委員 長 続きます、日程第11 議案第57号「川島町就学援助費支給要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第57号「川島町就学援助費支給要綱を定めることについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。
(質疑なし)

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございますか。
(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、委員全員の賛成をもって、議案第57号「川島町就学援助費支給要綱を定めることについて」については、原案どおり可決するものと決定いたしました。

【日程第12 議案第58号】

委員 長 続きます、日程第12 議案第58号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員 長 ただいま、担当課長より説明がありましたが、議案第58号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱を定めることについて」に対して、質疑又は意見等ありましたらお願いします。

菊池委員 この要綱の内容は、詳細な要保護や準要保護対象の児童生徒さん、特別支援対象の生徒さんの補助内容ですが、この事務はどこで執行しているのですか。

教育総務課長 今現在、ほとんどの事務手続きは、教育総務課で行っています。ただ、学校を通じて申請をしていただくなど、学校も少しかかわっています。

後の報告にあります、就学援助対象者も150人に届くくらいの数になっています。以前よりは増えてきていますが、本来は、保護者が生活困窮で給食費等が納められない人をどうにかならないのかということで、町が保護者の代わりに学校に補填していくことだったのですが、だんだん事務処理が簡素化できてきて、教育総務課で処理をして終わってしまいます。

教育 長 自負するわけではないのですが、今回提案させていただいた2つの要綱については、先ほど説明があったとおり、これまで、こういう形で明確に定義されてはなかったのです。その中で事務担当者が頑張ってくれていたのです。ここで思い切ってこういう要綱を作ろうということで、新人の職員なのですが一生懸命

頑張っこの形になりました。大変よく頑張ったと私自身評価したいところなのです。この形が整うことで、更に今までもやってきているのですけど、いつも言っている「継承と変革」の一つかなと私自身も思っています。

委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございますか。
(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、採決の結果、委員全員の賛成をもって、議案第58号「川島町就学援助費支給要綱を定めることについて」については、原案どおり可決するものと決定いたしました。

【日程第13 報告第19号】(非公開)

委員長 続きまして、日程第13 報告第19号「区域外就学の承諾について」を、担当課長より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員長 報告第19号については、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【日程第14 報告第20号】(非公開)

委員長 続きまして、日程第14 報告第20号「平成26年度要保護生徒の認定取消について」を、担当課長より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員長 報告第20号については、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【日程第15 報告第21号】(非公開)

委員長 続きまして、日程第15 報告第21号「平成26年度準要保護児童の追加認定について」を、担当課長より説明を求めます。

教育総務課長 (説明)

委員長 報告第21号については、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【日程第16 報告第22号】

委員長 続きまして、日程第16 報告第22号「平成27年成人式について」を、担当課長より説明を求めます。

生涯学習課長 (説明)

委員長 報告第22号については、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【閉 会】

委 員 長 以上をもちまして、平成26年第12回川島町教育委員会定例会を閉会とします。

(閉会時間 午後3時17分)